第三十六条の二　削除

（港湾高度利用調整官）

第五十五条の八　港湾空港部に、港湾高度利用調整官一人を置く。

2　港湾高度利用調整官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に係る港湾及び港湾に係る海岸に関する利用に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する（九州地方整備にあっては、広域港湾管理官の所掌に属するものを除く。）。

（港政調整官）

第五十五条の九　（略）

（削る）

（広域港湾管理官）

第五十五条の十　九州地方整備局の港湾空港部に、広域港湾管理官一人を置く。

2　（略）

（削る）

（品質検査官）

第五十五条の十一　（略）

（東京国際空港対策官）

第五十五条の十二　（略）

（削る）

（補償管理官）

第五十五条の十三　関東地方整備局及び近畿地方整備局の港湾空港部に、補償管理官一人を置く。

2　（略）

（土砂処分管理官）

第五十五条の十四　（略）

（情報通信技術調整官）

第三十六条の二　企画部（四国地方整備局を除く。）に、情報通信技術調整官一人を置く。

2　情報通信技術調整官は、電気通信施設の整備計画並びに情報システムの整備及び管理に係る企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（新設）

（港政調整官）

第五十五条の八　（略）

（地域港湾空港調整官）

第五十五条の九　関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局の港湾空港部に、地域港湾空港調整官一人を置く。

2　地域港湾空港調整官は、命を受けて、港湾又は空港等（国の直轄の土木施設の整備に関するものに限る。）相互間の連携の確保に係る企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（広域港湾管理官）

第五十五条の十　北陸地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、広域港湾管理官一人を置く。

2　（略）

（工事安全推進官）

第五十五条の十一　港湾空港部（東北地方整備局、関東地方整備局及び九州地方整備局を除く。）に、工事安全推進官一人を置く。

2　工事安全推進官は、命を受けて、港湾空港部の所掌事務に関する工事の安全の管理及び指導に関する事務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを整理する。

（品質検査官）

第五十五条の十二　（略）

（東京国際空港対策官）

第五十五条の十三　（略）

（港湾空港環境対策官）

第五十五条の十四　東北地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、港湾空港環境対策官一人を置く。

2　港湾空港環境対策官は、命を受けて、港湾、港湾に係る海岸及び空港等に関する国の直轄の土木施設の環境の整備及び保全、航路の環境の保全並びに国が行う海洋の汚染の防除に係る企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（補償管理官）

第五十五条の十五　関東地方整備局の港湾空港部に、補償管理官一人を置く。

2　（略）

（土砂処分管理官）

第五十五条の十六　（略）